第 464 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和3年8月3日(火)岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

	一
市岡室長	定刻となりました。 本日は御多用のところ第 464 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、委員全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。 また、今週、インターンシップで6 名の学生さんが労働
	局へ職業体験に来られており、カリキュラムとして本日の 審議会を見学いたします。委員の皆様、どうぞよろしくお 願いいたします。
	それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。
浅井会長	これより第 464 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。 議題1「岐阜県最低賃金額の改正決定について」です。 専門部会で結論が出ておりますので、高橋部会長から報 告をお願いします。
高橋部会長	それでは、報告いたします。 7月5日に岐阜労働局長から岐阜県最低賃金改正決定の諮問を受け専門部会が設置されました。 7月29日に「全ランクー律28円」という中央最低賃金審議会からの目安が伝達され、その日から予備日の本日まで4回にわたり専門部会を開催し、全会一致の決定を目指し審議を重ねてまいりました。 労働者側からは、「昨年に比し先行きを見通す環境は変化してきており、経済的な環境も改善されてきている。」、「賃上げの流れは続いている。」、「地域間格差の解消を目

指すべきである。」、「早期に最低賃金 1,000 円を実現することを目指す。」などの発言がありました。

続いて使用者側からは、「経済全体としては回復の兆しが見えるというが、中小企業の占める割合の高い岐阜県を見ると、とても回復しているとは言えない。」、「地場産業、小売、観光、旅館、商店街等は疲弊している。そういうところに対して配慮した審議が必要である。」、「経営者の景況感から見ても昨年から改善は見られない。」、「岐阜県の企業の状況を見れば、今最低賃金を引き上げられる状況にはない。」といった岐阜県の厳しい状況について発言がありました。

金額については、労働者側から連合によるリビングウェイジとの差額である 88 円の引上げ額が提示されましたが、その後、早期に最低賃金1,000 円を目指すべく3年で1,000円に到達するという観点から50円の引上げ額が提示されました。

一方、使用者側からは、長期的な最低賃金の引上げに反対するものではないが、現在の状況からの引上げは非常に厳しいとして1円の引上げ額が提示されました。

その後、双方の主張、御意見を伺い協議を重ねましたが、 新たな金額提示がなかったため、公益委員から金額を提案 しました。

本日、開催しました専門部会で採決を行い、賛成5名、 反対3名で決議され、専門部会報告書を作成いたしました。

以上が専門部会における審議の概要です。

事務局で専門部会報告書の写しを配布し、読み上げてください。

事務局	(専門部会報告書の配布)
加賀専門監	(専門部会報告書の朗読)

高橋部会長	専門部会の結論は、報告書のとおりです。
浅井会長	ありがとうございました。 ただいまの専門部会の結論、「岐阜県最低賃金については時間額852円を28円引上げ880円とする。」とすることにつきまして、御意見がございましたら伺います。 まず、労働者側委員いかかでしょうか。
隣垣委員	特にありません。
浅井会長	使用者側委員はいかがでしょうか。
安藤委員	特にございません。
浅井会長	他の委員の方ございますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	それでは、岐阜では最低賃金審議会令第6条第5項による最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とはしていませんので、「岐阜県最低賃金については時間額852円を28円引上げ880円とする。」との専門部会報告について、採決を行います。 専門部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(賛成9名)
浅井会長	専門部会報告の結論に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対5名)
浅井会長	採決の結果、会長である私を除き 賛成9名、反対5名、 賛成多数により、専門部会報告の結論を当審議会の結論 として答申することとします。 事務局で答申案を準備してください。

事務局	(答申案を配布)
浅井会長	事務局で答申案を読み上げてください。
加賀専門監	(答申案を朗読:別紙は朗読を省略)
浅井会長	この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
浅井会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
加賀専門監	(会長に答申文を手渡す)
浅井会長	答申します。
畑局長	(答申文を会長より受け取る) ありがとうございました。
畑局長	ただいま、岐阜県最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。 委員の皆様におかれましては、これまで、慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただきましたことに感謝申し上げます。 早速、この答申をもとに所要の手続を取ることにします。
浅井会長	それでは議事を続けます。 議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につい て」です。 諮問のありました3件の特定最低賃金の改正決定の必 要性の有無について審議を行います。 前回、使用者側は「当該産業が置かれている状況を踏ま え、慎重な判断が必要と考える。」という御意見を伺いまし た。その他に御意見があれば伺います。

安藤委員	前回の発言を踏まえてお話しをさせていただきます。 現在、申出のあった3業種の中の自動車、電機の2業種については、結果として現状維持となることも含めて専門部会において審議を行ったらと考えております。 航空機については、御案内のとおり航空産業が非常に厳しい状況に置かれております。こうした厳しい状況の中で地域別最低賃金の上を行く特定最低賃金を更に引き上げることには疑問を持たざるを得ません。 この点につきまして、もう少し詳しく川本委員から説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
浅井会長	はい。どうぞ。
川本委員	私どものところに航空機部品製造業界の主要な事業者の方から生の声をいただいておりますので、それに基づいた判断をしたいと思います。 今、航空機部品業界は、昨年来のコロナ禍の影響を受けまして航空機需要が非常に大きく低迷しております。売上高で見ますと総じて一昨年度比で 50 パーセントにも達する大きな落ち込みになっている状況でございます。それに加えまして、例えば雇用調整助成金の活用、在職者の出向制度などを使いまして雇用の維持に努められておられますが、事業の継続さえ見通せない状況がこれから3年ないし4年は継続することが見込まれ、このような厳しい状況で特定最低賃金の改正の審議には応じられないとの声が上がっております。 これを踏まえ、今年度につきましては特定最低賃金の改正決定の必要は無いと判断しております。

浅井会長	今、総括的に3業種のうち自動車、電機の審議については、現状維持を含め行っていくという御意見。それから航空機については、非常に厳しい現在の状況から今年度に関して特定最低賃金の審議に応じられないとの声が関係業者から上がっているとの御意見をいただきました。 これに対して労働者側委員いかがでしょうか。
隣垣委員	今の御意見について、特に航空機については改正の必要性無しと御提案いただいたと思っております。 ただ、これまでの岐阜県においてリーマンショックも含め苦難を乗り越えてきた労使関係に非常にマイナスになるのではないかと感じております。 我々労働者側としては、やはり必要性有りとしていただき、その業種の中で使用者と労働者がそれぞれの立場で意見を出し答えを導き出してほしいと願っております。是非とも御再考いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
浅井会長	自動車、電機についてはいかがでしょうか。
隣垣委員	自動車、電機について現状維持というのは議事録に載せるのでしょうか。
足立部長	公開ですので議事録に載ります。
隣垣委員	ただ、先ほど申しましたとおり特にコロナ禍で厳しいそれぞれの業種の状況をしっかり話し合って答えを導き出してもらいたいと思います。電機、自動車については必要性有りと認識してよろしいでしょうか。
安藤委員	必要性有りと御理解いただいてよろしいのですが、関係 労使で議論した結果として現状維持も有り得るというこ とを御理解いただきたいということです。

隣垣委員	特定最賃の改正決定の必要性を労使がしっかり話合い を持てる場があるということは、今後の労使関係にも大き な影響を与えると思いますので、現状維持の部分について は議事録からの削除は求めません。
安藤委員	そういった形で御理解いただければ使側としてはあり がたいです。よろしくお願いいたします。
浅井会長	使側としては、結果として現状維持が有り得ることを想 定されているということですね。
安藤委員	大事なのは関係労使が議論をし、結論を導き出すことだと思います。 最初から1円以上の引上げありきで議論をするのではないということを御理解いただきたいということです。
浅井会長	労働者委員としては、しっかり十分に話し合える場所を 確保してほしいとの意見であり、航空機については話合い の場に中々載せて行けないという御発言だったと思いま す。
安藤委員	ここに5人の使用者側委員がおりますが、航空機関係業界の者ではございませんので、これ以上具体的な話しは出来ないのですが、「そういう場に出て話が出来る状況ではない。」と、それぐらい厳しい状況にあるという関係事業主からの申出が出ている状況では、先ほど川本委員が申し上げたような判断をせざるを得ない状況にございます。
浅井会長	本日、出席されている委員からは具体的な経営状況が伺えないのですが、特定最低賃金の審議の場へ出てきて説明 出来る状況にないことは伺っているとの御意見ですが、労働者側委員としてはいかがでしょうか。
隣垣委員	今の航空機製造業界の現状が非常に厳しいことは、春闘のことから考えてもある程度これまでにない厳しい結果だったのかなと捉えておりますが、これは特定最賃の改正決定の必要性を決めていく場であり、これまで築き上げてきた労使関係を尊重するならば話合いの場に背を向ける

	ことがいかがなものかと感じます。
	ですから、正々堂々としっかりその場へ出て来て労使の
	意見を交わし合い、お互い理解をし合って答えを導き出し
	ていくことが一番正当ではないかと感じております。
	両者とも経営上、航空機産業が厳しい状況にあり、その
 浅井会長	捉え方は労使それぞれなのですが航空機業界が厳しいと
伐开云以	いう点では一致していることが見てとれました。
	他に御意見はございますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、これ
	まで必要性が無いということは無く、賃上げについては御
	了解をいただいており、必要性についても御了解をいただ
	いていたかと思います。
	今年は、特に航空機産業についてこのような御意見が出
	まして、本来、今日答申が出来ればと思っていたのですが、
	そもそも必要性について話合いの場から航空機が下りて
浅井会長	しまうことについてこれだけの議論で審議会としての意
	見を決めかねると思っております。
	昨年も特定最賃の審議会に入る前に公労使で場を設け
	たこともありましたので、今日ではなく改めて答申をどう
	するかということを地域別最低賃金の異議審のある8月
	20日(金)に引き続きこの件を御審議いただくということ
	でひとまず労使で御再考いただくようお願いします。
	労働者側委員いかがでしょうか。
	先延ばしにつきましては、今の現状、この状況の中でお
	互いこれ以上の意見のぶつかり合いは良くないかなと思
隣垣委員	います。
	私どもが願うのは是非とも使用者側に再考願いたいと
	思いますのでよろしくお願いします。
浅井会長	もう一回議論の場を設けるということですが使用者側
1次开云以	委員いかかでしょうか。

	改めて議論の場を設けるということについて反対はい
	たしません。
安藤委員	一点確認したいのですが、8月 20 日の審議において最
	終的な決定をして答申までするのか、スケジュール的には
	どうお考えでしょうか。
	本来、本日答申をしまして委員の推薦などを進めるとこ
	 ろですが、本日答申とならない場合、スケジュールが順送
	りになります。
 浅井会長	やはり、労使の皆様で話し合って答申をどうするのかと
	いうことを納得いただくのがよろしいかと思います。
	- そういう意味で 20 日に出来れば決めて答申まで行くこ
	とを望んでおります。
	わかりました。それを踏まえて関係先に再度情報収集さ
	せていただきますが確約はできませんのでそこは御了解
安藤委員	順います。
女 膝女員	ペスケ。 それから自動車と電機についても先延ばしという考え
	方になるのでしょうか。
	答申としては3業種まとめて答申したいと思っており
 浅井会長	各中としては3条種よどめて各中したいと応りており ます。
(大)	よろしいでしょうか。
	ようしいてしょうが。
各委員	(発言なし。)
	それでは、引き続き審議いただく場を8月20日(金)と
送 # △ E	させていただきます。
浅井会長 	続きまして最後の 議題3「その他」 についてです。
	事務局から何かございますでしょうか。
	連絡事項がございます。
	答申をいただきました岐阜県最低賃金の改正決定につ
	いて、今後のスケジュールを申し上げます。
加賀専門監	本日、最低賃金審議会の意見に関する異議申出の公示を
	行います。締切りは8月18日(水)となります。
	異議申出があった場合については、今年は8月20日(金)

	午前10時から異議申出に係る審議会を開催いたします。 以上です。
浅井会長	委員の方から他に何かございますでしょうか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	それでは、本日の審議会は閉会とします。 次回は、8月20日(金)午前10時から開催します。